

相続登記手続 必要書類チェックリスト

書類	<input checked="" type="checkbox"/> 欄	入手先
1 戸籍謄本・住民票		
被相続人について	①除籍謄本（又は死亡時の戸籍謄本）	<input type="checkbox"/> 本籍地の市町村役場
	②出生から死亡までの戸籍謄本（改製原戸籍謄本を含む）	<input type="checkbox"/> 本籍地の市町村役場
	③住民票の除票又は戸籍の附票	<input type="checkbox"/> 住所地の市町村役場
相続人について	①現在の戸籍謄本（被相続人の死亡以後の日付のもの）	<input type="checkbox"/> 本籍地の市町村役場
	②住民票又は戸籍の附票	<input type="checkbox"/> 住所地の市町村役場
	③相続人より上位の法定相続人がいないことが確認できる戸籍謄本（※1）	<input type="checkbox"/> 本籍地の市町村役場
2 遺産分割協議書（遺産分割の場合のみ）		
①遺産分割協議書	<input type="checkbox"/>	—
②相続人全員の印鑑証明書	<input type="checkbox"/>	住所地の市町村役場
3 遺言書（遺言書がある場合のみ）		
①遺言書	<input type="checkbox"/>	—
②検認済証明書（自筆証書遺言の場合のみ）	<input type="checkbox"/>	家庭裁判所
4 固定資産評価証明書	<input type="checkbox"/>	都税事務所（都内） 又は市町村役場
5 相続人関係図（戸籍謄本等還付用）	<input type="checkbox"/>	—
6 登記申請書（※2）	<input type="checkbox"/>	—

メモ

注記：

※1 相続人より上位の法定相続人がいないことが確認できる戸籍謄本の例：
被相続人に子供がいないため、兄弟姉妹が相続人となる場合は、被相続人の両親の出生から死亡までの戸籍謄本（改製原戸籍謄本を含む）が必要となります。

※2 登記申請書の記載例は、法務省ホームページで入手することができます。

<http://www.moj.go.jp/content/000105352.pdf>

相続のご相談は

0120-819-674 (0120 はい、苦勞なし) **までどうぞ**

東京西法律事務所/アンサーズ会計事務所

わかる相続.com